

議案第 8 号

倶知安町認可地縁団体印鑑条例の一部改正について

倶知安町認可地縁団体印鑑条例の一部を次のように改正する。

令和 8 年 9 月 7 日提出

倶知安町長 文 字 一 志

倶知安町認可地縁団体印鑑条例の一部を改正する条例

倶知安町認可地縁団体印鑑条例（平成13年倶知安町条例第9号）の一部を次のように改正する。

第4条中「昭和22年省令第29号」を「昭和22年内務省令第29号」に、「第21条第2項」を「第18条の3第1項」に改める。

第14条中「第19条第1項第1号ト」を「第18条の3第1項第7号」に改める。

附 則

この条例は、令和8年10月1日から施行する。

説 明

地方自治法施行規則の改正に伴い、条例に関連する条項を一部改正する。

俱知安町認可地縁団体印鑑条例新旧対照表

改正案	現 行
(登録) 第4条 町長は、前条の規定による認可地縁団体印鑑登録の申請があったときは、当該認可地縁団体につき地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号。以下「省令」という。）<u>第18条の3第1項</u>に基づき、作成された台帳（以下「地縁団体登録台帳」という。）の記載事項並びに個人印鑑に係る印鑑登録原票の記載事項及び印影と照合するほか、認可地縁団体印鑑登録申請書に記載されている事項等について審査した上登録するものとする。 (代理人による申請等) 第14条 省令<u>第18条の3第1項第7号</u>に規定する代理人を置いている団体にあつては、委任状により当該代理人による申請又は届出をすることができる。	(登録) 第4条 町長は、前条の規定による認可地縁団体印鑑登録の申請があったときは、当該認可地縁団体につき地方自治法施行規則（昭和22年省令第29号<u> </u>。以下「省令」という。）<u>第21条第2項</u>に基づき、作成された台帳（以下「地縁団体登録台帳」という。）の記載事項並びに個人印鑑に係る印鑑登録原票の記載事項及び印影と照合するほか、認可地縁団体印鑑登録申請書に記載されている事項等について審査した上登録するものとする。 (代理人による申請等) 第14条 省令<u>第19条第1項第1号ト</u>に規定する代理人を置いている団体にあつては、委任状により当該代理人による申請又は届出をすることができる。

俱知安町認可地縁団体印鑑条例の一部を改正する条例

■改正の概要

令和 8 年 6 月 3 0 日に、地方自治法施行規則の一部を改正する省令（令和 8 年 6 月 3 0 日総務省令第 8 6 号。以下「改正省令」といいます。）が公布されました。

これに伴い、町において地方自治法施行規則を引用している条例の規定の一部を改正する必要が生じたことから、改正を行うものです。

■改正の内容

改正省令により、条項ずれが発生することに伴い、地方自治法施行規則を引用している条例の改正を行います。

改正前の条項号	改正後の条項号
第 2 1 条第 2 項	第 1 8 条の 3 第 1 項
第 1 9 条第 1 項第 1 号ト	第 1 8 条の 3 第 1 項第 7 号